

# 日本語疑問文の語用論的研究

## — 発話の要求性から —

馬 穎 瑞

### 1. はじめに

疑問文は、一般的に話し手が分からぬことについて聞き手に問い合わせ、聞き手の返答を求めるものだと思われる。典型的な用例を挙げると、「この近くのコンビニはどこにありますか（↗）<sup>①</sup>」と聞く場合、話し手は聞き手にコンビニの場所に関する回答を求めることが容易に解釈される。実際の会話で使用されている疑問文には、回答要求以外、他の種類の要求もありうる。

#### (1) 【アメリカの訓練から日本に戻った晴と父が電話で話している場面】

晴の父「ちょっと顔見せに来ないか（↗）」

晴「今から（↗）明日でもいい（↗）」

『ミス・パイロット』第8話

(1) の「ちょっと顔見せに来ないか（↗）」という疑問文では、話し手である晴の父は、聞き手である晴が来るかどうかわからぬので、聞き手に問い合わせ、自分の疑問を解明する言語的返答を求めている。しかし、話し手は言語的返答を求めるに止まるわけではなく、さらに「顔を見せに来る」という行為を求めていると考えられる。この用例では、発話文として用いられる疑問文には、回答要求および行為要求が同時に存在している。

すべての疑問文は、聞き手に対する要求があるのか、どのように要求の種類が決められるのか、回答要求および行為要求の他にどのような要求があるのかという疑問を解明するため、本研究では、テレビドラマ・映画から抽出するセリフと作例を用いて、疑問文発話の要求性の有無を検討した上で、要求性を有している疑問文発話の下位分類を行い、要求性を有している疑問文発話の特徴を考察する。

### 2. 記述文法における疑問文の要求性

国立国語研究所（1960）は最初に疑問表現の諸形式を類型立てて考察し、表現意図・構文の型・文末イントネーションの三者の絡み合いで話しことばの文型の研究を行った。そして、国立国語研究所（1960）で「表現意図」という伝達論的な観点に基づいて、文類型の分類を提案し、そこでいう表現意図とは、言語主体が文全体にこめるところの、いわゆる命令・質問・叙述・応答などの内容のことである。国立国語研究所によると、表現意図

は、個別的表现意図と一般的表現意図という2種類に分けられる<sup>②</sup>。

国立国語研究所（1960）でいう個別的表现意図は、語用論的に見れば、グライスの特殊会話推意<sup>③</sup>（PCI）に当てはまる。しかし、国立国語研究所（1960）では、語用論的要因を考慮することなく、一般的表現意図によって、文表現の分類を行った。国立国語研究所（1960）での一般的表現意図からみた相手に対して求めるところのある表現意図の下位分類を参考し、表1のように整理した。

表1. 表現意図からみた相手に対して求めるところのある表現意図の下位分類

要求表現	質問的表現	肯否要求	確認要求の表現
			判定要求の表現
		選述要求	選択要求の表現
			説明要求の表現
	命令的表現		消極的行為要求の表現
			積極的行為要求の表現

仁田（1991）は、疑問表現を＜疑い＞＜問い合わせ＞を有している本来の疑問表現と、話し手が聞き手に自らの要求の実現を働きかけ・訴える、といった＜働きかけ＞に移行・派生した疑問表現とに分けている。

- (2) 「所長、行きませんか。」  
(3) 「降りてきてくれますか。」

仁田（1991：159）

- (4) 「静かにしないか。」

仁田（1991：160）

仁田によると、＜働きかけ＞に移行・派生した疑問表現は答えを得ることを目的とした問い合わせの機能を果たしているのではなく、誘いかけ（2）や依頼（3）や命令（4）などの働きかけの機能を果たしている。誘いかけや依頼や命令は聞き手に対しても行動要求になるが、疑問形式に由来する質問（問い合わせ）の機能が働くわけではないと考えている。Searle（1969）は、ある発話行為を別の発話行為によって間接的に遂行することを間接発話行為と呼ぶ。例えば、「窓を開けてくれないか」のような発話においては、「質問」という発話行為によって、「依頼」という発話行為を間接的に行っているのである。このように、疑問形式に由来する質問の機能が働くことを通して、聞き手に回答を求めるという要求が先に出てくる。次に、聞き手に窓を開けるという依頼の行為を間接的に求めるのである。本研究は、語用論的に見れば、会話のやりとりを行う場合、一般的にことば

による回答要求が最初に出てくると考えている。その後、話し手は聞き手に対して自分と同様の行動、あるいは自分の希望している行動を取るような要求が出てくる。このように、疑問文発話における回答を求める機能が残存しており、行為要求という機能と共に存しているのである。

(5) 幸平「耐えられるか (ア) こんな生活」

真理亜「耐えなさいよ。夫婦でしょう (ア) 」

『僕のヤバイ妻』第3話

上記の例では「耐えられるか (ア) 」という文が反語として解釈されうるが、その解釈を聞き手に委ねるのである。加藤（2015）では、聞き手に対してのこのような要求を「反語解釈要求」としている。従来の先行研究では、反語を表す疑問文は、疑問文の形式でありながら、否定的意味を伝達することについて指摘されているが、反語の疑問文は、聞き手に対してどのような要求になるかについて加藤（2015）以外の議論が見られない。そして、「耐えられない」という意味を表す「耐えられるか (ア) 」は国立国語研究所（1960）でいわゆる個別的表现意図による発話である。会話に用いられる疑問文発話は、実際にどのような種類の要求を持つのかを明らかにするために、文脈要素を考慮しての語用論的分析が欠かせない。

### 3. 語用論的に見る疑問文による発話

疑問文の形式的特徴は、疑問詞の有無、文末形式（終助詞）の使用、文末イントネーションの上昇・非上昇という3つで表される。本研究は、先行研究を参照しながら、疑問文を「形式上、疑問詞、上昇調の文末イントネーション、文末形式（終助詞「か」など）のいずれかを有することによって、機能的には回答要求を表すものである。」と定義する。しかし、この定義に従わないものもある。例えば、疑問形式を用いながら、回答要求を表さず、疑いや反語などを表すものがある。本研究は、まず形式的に文が疑問文であるかどうかを認定してから、その形式が有している機能の分析を行うという手順をとる。形式上の特徴から、ある文が疑問文であると認定する基準を以下のように提案する。

#### ア) 【文が疑問詞を有している場合】

①文末形式の使用に関わらず、上昇のイントネーションを伴ったもの。

②非上昇のイントネーションを伴うことも可能であるが、文末形式の使用には制限がある。例えば、終助詞「か」類の使用によって、文が疑問文であると認定できる。

#### イ) 【文が疑問詞を有していない場合】

③文末形式を用いていないが、上昇調のイントネーションを伴ったもの。

④文末形式の違いによって、上昇調のイントネーションと非上昇調のイントネーションのいずれかを伴ったもの。

疑問文として取り扱う範囲を限定した上、連続ドラマ 19 部、スペシャルドラマ 1 部、映画 1 部とテレビ番組 2 部から、ランダムに総計 1067 の疑問文の用例を抽出して分析対象とする<sup>④</sup>。加藤（2015）は疑問形式に直接由来する回答要求（応答することを求める力）のみを発話的なもの（言語的な要求）とし、それ以外は、発話内的な要求（非言語的な要求）として、要求の種別を分類している。本研究は加藤（2015）で提示された発話の中で聞き手に作用する力は「①言語形式に由来する作用……発話的な力」と「②発話の命題内容に由来する作用……発話内的な力」の 2 つの力があるという理論的枠組みを用いて、話し手が疑問文で発話することを通して、聞き手にどのような要求を達成したいかという発話意図を基に、抽出した用例を用いて疑問文による発話の要求性の有無と類型を考察した。

### 3.1 要求の定義と有無

本研究では、話し手が疑問文発話を通して聞き手に求めることがあるという性質を疑問文の要求性として捉える。益岡（2007）は特定の聞き手に対して発話された文を「対話文」、そうでない独話や語りの文を「非対話文」と名付けている。しかし、特定の聞き手に対しての発話であるかどうかという基準で発話文を二種類に分けることは不十分であると考えている。

なぜかというと、聞き手が特定できない、もしくは話し手が聞き手を特定しない場合があるからである。

したがって、すべての疑問文には要求性があるとは限らない。例えば、話し手は自分以外に、誰もいない場面で、何らかの発話を発した。この場合、それは単なる話し手の独り言なので、話し手の発話には要求性がないと判断できる。

(6) 【亡くなった元恋人に自分の想いを寄せるため、遠くの山に向かって叫んでいる女性の藤井樹】

藤井樹 「お元気ですか。あたしは元気です。」

『Love Letter』

上記の例のような発話は既に亡くなった人に対して発したものである。話し手は、元恋人は明らかにその質問に対して回答不可能であるという事実を知った上で、自分の想いを込めて「お元気ですか」という質問をしたのであり、元恋人に回答を求めるために発したものではない。したがって、このような発話には要求性がない。

そして、発話場面に、話し手以外に誰かがいる場合、その人を聞き手として捉えるかどうか、話し手がその人に向かっていいうという意図を持つかどうかによって、聞き手目当ての発話なのか、そうでない発話なのかを判断できる。その場面で話し手の発話を聞き取れる人の存在が認められるが、話し手は、その人に向かっていいうという意図を持たない限り、その人を聞き手として捉えない。

(7) 泰治 「何であいつの両親別れたんだろうな（ア）」

(8) 【パイロット候補生皆が千里が退職願を提出したことを聞いた場面】

山田「もう戻って来ないって意味か（↘）」

『ミス・パイロット』第8話

(7) は、話し手は、「あいつの両親はなぜ別れたか」という自分の疑念を表したり、別れた理由について自分は想像できないという感情を詠嘆的に表したりしていると考えられる。周りに他の人が存在しているが、聞き手目当ての発話ではないため、聞き手に対する要求性がないと考えられる。(8) では、「もう戻って来ないって意味か」という文の文末イントネーションが非上昇調であるため、問い合わせを表すのではなく、話し手にとって、「千里はもう戻って来ない」というのは新しい情報であり、談話記憶に入ったばかりなので、不完全受容<sup>⑤</sup>を表している。そのため、発話文自体の要求性は抑制され、なくなってしまう。だが、話し手は誰かに向かって発話する意図を持たなくとも、その発話を聞いた人には何らかの反応が起こる可能性が考えられる。この場合、話し手からその人を聞き手として捉えていないが、その人が自動的に聞き手になる。

また、以下のように、いずれも疑問形式による発話であるが、聞き手への要求が見られないと考えられる。

(9) A「太郎は今日来るのかな（↘）」

B「うーん、来ないかな（↘）

(10) 紗絵子「じゃあ、こういうの着てたら、どうです（↗）大人の色気が漂う感じで、ねえ、ほら、見て見て、似合う。」

薰子「そうかな（↘）」

『失恋ショコラティエ』第11話

(9) における A の発話に対して、B は確実な情報を持たないため、断定的に答えられず、「多分太郎は今日来ない」という自分の断定できない判断を相手に伝えているのである。

(10) の「そうかな（↘）」は、「話し手がその服が自分に似合うかどうか疑問に思っている」という一般会話推意が生じる。しかし、普段のスタイルと逆のタイプであることと、紗絵子が選んでくれた服があまり気に入らないような表情からわかるように、「似合うと思わない」という否定に傾いている特殊会話推意が引き出される。薰子は、紗絵子の「その服は自分に似合う」という意見を否定すると、紗絵子のポジティブ・フェイス<sup>⑥</sup>を侵害する可能性があり、紗絵子に同意することもしたくないため、「そうかな（↘）」を用いて、「似合うかどうか」に関して決められない、あるいはまだ分からぬという気持ちを相手に伝えている。「似合わないよ」などのような相手を否定する言い方を避けるのは、ポジティブ・ポライトネス・ストラテジーとして考えられる。

以上で述べたように、要求性のない発話には、主に3種類がある。

(一) 発話場面に、話し手一人しかいない、あるいは話し手の発話が神様、亡くなった人、本來回答できない動物などの有生物と無生物に向かって発したものであれば、その発話には要求性がない。

(二) 発話場面に話し手以外に誰かがいるが、話し手が他人に向かっていいうという意図を持たないため、話し手の発話には要求性がない。

(三) 疑いの形式による発話が返答として使われ、ただの疑いを表すのではなく、断定できない判断、不同意などを伝える場合は、その発話には要求性がない。

### 3.2 疑問文発話における要求の類型

本研究では 1067 の疑問文の用例を分析した上で、要求性を有している疑問文発話を抽出して下位分類した。話し手が疑問文を通して、聞き手に何を求めるのかによって、それらの用例を大まかに言語的 requirement と非言語的 requirement に分け、具体的な要求の類型を以下の表 2 のように提示する。

表 2. 疑問文発話における要求の類型<sup>⑦</sup>

言語的 requirement				非言語的 requirement			
要求の内実によって		話者交替によって		行為	共感形成	知識確認	解釈処理
反応	回答	命題確認	発話権取得				

#### 3.2.1 言語的 requirement

言語的 requirement は、要求の内実、即ち、中身は何かによって、ことばによる反応か、話し手の疑問を解明できる回答か、命題内容の確定性の確認かに分けられる。言語的 requirement にはもう一つの種類、即ち話者交替によって発話権取得の requirement がある。本研究では、情報の質と量を重要視しておらず、「そうか」「そうですね」など情報量のない回答でも構わず、とにかくことばによる発話行為を求めることを「反応 requirement」と呼ぶ。

- (9) A 「太郎は今日来るのかな（↘）」  
B 「うーん、来ないかな（↘）」

(9) では、B も太郎に関する情報を持たないことを知っている場合、A は「太郎は今日来るのかな（↘）」という発話文で、B に情報を求めるのではなく、B の何らかの反応を期待していると考えられる。その場合、A の発話には、反応 requirement が出てくる。

一方、回答 requirement の場合、(11) のように、話し手の国木田は自分が求めている採用基準という情報が聞き手側に属しているという想定があるので、質問をしたのである。

#### (11) 【パイロットの訓練生採用について話している場面】

- 国木田 「去年まではどんな基準で採用を決めてたんすか（↗）」  
篠崎 「勘」

『ミス・パイロット』第 1 話

回答要求は命題の真理値あるいは値を求めるもので、聞き手にとって、回答の義務がある。反応要求と回答要求の区別は、話し手が聞き手の知識状態に対する想定に関わっている。反応要求の場合、話し手は聞き手も情報を持たないことを知っているが、聞き手に何らかの反応を期待している。回答要求の場合、話し手は自分が求めている情報が聞き手側に属して、聞き手が答えられるという想定がある。

次に、命題確認要求と知識確認要求について、三宅（1996）は、確認の対象を命題の真偽とするもので、命題が真であることの確認を要求するものを「命題確認の要求」とし、確認の対象を命題によって表される知識（情報）とするもので、当該の知識を聞き手が有していることの確認を要求するものを「知識確認の要求」と定義している。本研究は、三宅（1996）の定義に従うが、「命題確認要求」と「知識確認要求」という用語を使用する。

- (12) 神崎 「いいな (ア) 映画も川原由樹に書いてもらって」  
遠野 「しようがないわね。」

『ゴーストライター』第4話

(12) では、話し手は「いいな (ア)」を発して、聞き手に「映画も川原由樹に書いてもらっていいか」という命題内容についての確認を求めている。本研究では、このような命題内容への確認を要求するものを「命題確認要求」として捉える。

最後に、発話権取得の要求とは談話レベルで、話し手は聞き手に発話権を委譲し、聞き手が発話権を取得することを求めるものである。本研究では、発話権取得の要求が成立する条件として、「疑問文による実質的な発話である」「疑問文でターン<sup>®</sup>を終了する」および「話し手は聞き手が発話権を取得することを求める」という3つを提案する。この3つの条件を全部満たす場合に、疑問文による発話には、発話権取得の要求があると判断できる。

上の例（9）（11）では、発話者Aと国木田の発話は、いずれも疑問文による発話で、疑問文でターンを終了し、聞き手に発話権を委譲することを通して、聞き手に反応と回答を求めるものである。このように、発話権取得の要求がほかの種類の要求と同時に発動していると考えられる。

### 3.2.2 非言語的 requirement

非言語的 requirement は言語的 requirement と異なり、ことばによる発話行為ではなく、行動、あるいは認知上の処理を求めるものである。本研究では、聞き手がある行為を起こすことを求めるものを「行為 requirement」として捉える。

- (13) 晴 「さっきの飛行機、どう折るの (ア) 折り方、教えてくれない (ア)」

『ミス・パイロット』第1話

- (14) 小鳥 「じゃあ、寮で一緒に食べませんか (ア) 今日は晴がロイと一緒に太巻き作るっ

て言ってたし」

『ミス・パイロット』第6話

(13) (14) では、話し手は聞き手に「教える」、「食事する」という行為を求めて、その行為の実現を依頼し、勧誘している。

次は共感形成要求を「話し手は、何らかの事に対する疑問、考えあるいは情報を聞き手に共有させることを通して、話し手と聞き手が共通基盤を持つことを求めるものである」と定義する。

(15) 晴「ほら、私朝早いの苦手じゃない（↗）」

千里「それで辞めたの（↗）」

『ミス・パイロット』第2話

(15) では、話し手が命題内容に対して聞き手に確認を求めるわけではなく、聞き手との距離感を縮めるために、自らに関する命題内容を聞き手も知っているような前提を設定して、「～じゃない（↗）」を用いて、命題内容について聞き手の共感を喚起している。

また、知識確認要求は、聞き手の知識状態を確かめることによって、聞き手の知識上の変化を求めるものである。

(16) 川原「私に何かできること…」

秘書「あるわけないでしょう（↗）」

『ゴーストライター』第2話

(16) の「あるわけないでしょう（↗）」は、聞き手に回答を求める力を抑制して、「あなたにできることがない」という意味を伝えて、聞き手の認識上の変化を要求している知識確認要求を表す。

最後に、解釈処理要求は、聞き手に文脈との相互作用で生じる発話の意味を解釈することを求めるものである。

(5) 幸平「耐えられるか（↗）こんな生活」

真理亜「耐えなさいよ。夫婦でしょう（↗）」

『僕のヤバイ妻』第3話

(5) では、「耐えられるか」という文は疑問文の形式でありながら、「こんな生活耐えられない」という否定的な意味を伝える否定文に相当している。話し手は聞き手の真理亜に自分の本意を理解してもらうため、最初にその発話文の意味を解釈・処理することを求めると考えられる。聞き手は発話文の意味を正しく解釈処理でき、話し手はこんな生活耐えられるかどうかについて問い合わせているのではなく、「こんな生活耐えられない」という意味を伝えていることを理解した上で、「夫婦だから、耐えられなくても耐えなさい」という返答をしたのである。

### 3.3 要求の特徴

要求性のある疑問文には、以下の二つの特徴がある。

まず、形式上明示的な要求と、文脈から推意<sup>⑨</sup>によって得られる潜在的な要求に分けられる。1つの発話文には、要求の種類が一種類しかないと、二つあるいは二つ以上を有するものに分けられる。前者を要求の单一性として捉え、後者を要求の多重性として捉える。

(11) 【パイロットの訓練生採用について話している場面】

国木田「去年まではどんな基準で採用を決めてたんすか（↗）」

篠崎「勘」

『ミス・パイロット』第1話

(1) 【アメリカの訓練から日本に戻った晴と父が電話で話している場面】

晴の父「ちょっと顔見せに来ないか（↗）」

晴「今から（↗）明日でもいい（↗）」

『ミス・パイロット』第8話

(11) では、国木田による発話が命題の値のみを求める発話である。(1) では、晴の父による発話は最初求めるのが言語的返答であり、次の段階で求めるのは、「顔を見せに来てください」という行為である。要求の内実からみれば、前者は一見、一種類の要求しかないよう見えるが、言語的 requirement からみれば、話者交替による発話権取得の要求も表れるので、複数の要求の種類を有していると言える。後者は、回答要求、行為要求および話者交替によって発話権取得の要求という3つを有している。このように、一つの発話文には、異なるレベルの要求が共存しており、同一レベルで複数の要求も共存している。

一般的には、話者交替によって発話権取得の要求がほかの種類の要求と同時に発動するが、例外的なものもある。

(17) 【川原が作家遠野の助手である。】

小田「遠野先生の原稿の様子、どうですかね（↘）あ、川原さんに聞くのもあれなんですけど…」

川原「私は分からないです。」

小田「そうですよね。」

『ゴーストライター』第2話

(18) 小泉議員「どうだろう。私に譲ってもらえないかね（↘）金なら、いくらでも出す。」

女将「お気に召していただいて、うれしゅうございます。でも、これはある方からのお預からものでございまして、お売りすることができないんでございますよ。」

『隠れ菊』第4話

日常会話では、「かね」は非上昇調のイントネーションと共にすることが多い。(17) (18)

では、「どうですかね（↘）」「私に譲ってもらえないかね（↘）」という発話が「疑問文でターンを終了する」という条件に満たしていないため、話者交替の要求が抑制されている。それらの発話では、話者交替の要求が疑問文発話によって発動しているのではなく、（17）の「川原さんに聞くのもあれなんですけど」という言いさし文、（18）の「金なら、いくらでも出す」という平叙文の発話がターンを終了させたので、話者交替の要求が言いさし文と平叙文によって形成される。しかし、疑問文による聞き手への要求は相変わらず発動している。（17）の「どうですかね（↘）」は、相手の意見・考えという回答を求め、（18）の「私に譲ってもらえないかね（↘）」は「はい／いいえ」のような回答と「依頼」という行為を要求しているのである。

#### 4.まとめと今後の課題

本研究は話し手が疑問文で発話することを通して、聞き手にどのような要求を達成したいかという発話意図を基に、疑問文発話における要求性の有無、要求の種類および要求性を有している疑問文発話の特徴を語用論的に考察した。また、本研究で提示した疑問文発話の要求の類型は1067の用例を考察した上で得られたものであるが、用例の多くはテレビドラマのセリフなので、すべての自然会話に適応できるかどうかは今後の課題としておく。

#### 注

- ①本研究は疑問文の文末イントネーションに関わる研究であるが、音声論的研究ではないため、細かい分類をしないことにする。疑問文の文末イントネーションの分類については、森山（1989）に従い、大まかに上昇調（↗）と非上昇調（↘）という2種類に分ける。
- ②国立国語研究所（1960）に取り上げる表現意図は、一般的表現意図、即ち、ことばの形式との対応が社会的習慣として認められるものである。例えば、「学校遅れるよ。」という「文の意義」の全体を、事実についての判断叙述という意味で、「判叙表現」と呼ぶとすれば、この文の意義と形式との対応は共に社会習慣に反するところがない。それに対して、「学校遅れるよ。」の文が、「早く起きなさい」を表すことがあり、それは個別的な場面で成立する意味の伝達なので、個別者としての発話者と、個別者としての受話者との間で成立した一回的表現と理解に止まり、社会的一般性を持たないものを個別的表現意図として捉えている。
- ③特殊会話推意とは、会話推意の一種類で、特殊化された会話的推意である。
- ④テレビドラマを研究対象とする合理性については、メイナード（2001）は、テレビドラマのことばは日常のことばと同一ではないが、両者はかなり似通ったものであると指摘し、ドラマのことばの日常化ということもあり、日本語文法の全体像を明らかにするためには、テレビドラマも重要な研究対象の一部であることに変わりはないと言っている。テレビドラマ・映画において、登場するキャラクターの年齢、職業、社会的地位などの社会的属性と発話場面が様々であるため、より自然な会話に近い、あるいは自然な会話に相当してい

ると言えるであろう。そして、会話をしているキャラクターの発話から、文末イントネーションを聞き取れるため、小説などの文学作品より実際の会話の様子を再現できると思われる。以上の理由で、現代の話し言葉を反映するものとして、テレビドラマ・映画のセリフを取り扱う。

⑤加藤（2015）では、「太郎は合格したのか」という文を挙げて、話し手が「太郎は合格した」という情報を真として受け取ったものの、まだ知識記憶に組み込んでおらず、その情報が談話記憶にあることを示し、不完全受容の段階にあるという。本研究では、「不完全受容」という用語を援用して、加藤（2015b）における「不完全受容」という考え方には従う。

⑥Brown&Levinson（1987）は、社会を構成し、能力がある成人のすべてが、ポジティブ・フェイスとネガティブ・フェイスを持つと考え、この2種類のフェイスを脅かさないように配慮して会話のやり取りを維持するための手段として、ポライトネス・ストラテジーを挙げている。

⑦本研究で提示した要求の類型は1067の用例を考察した上で得られたものである。

⑧中井（2003）は、ターンを「会話の中で、一人の参加者が話を開始してから終了するまでの連続した単位であり、文・節・句・語彙等の統語的単位、イントネーション等の韻律的単位、非言語行動の単位で構成されているものである」と定義し、「ターンは本筋の話に關係する實質的な発話から構成されており、あいづち的な発話やうなずきはターンに含めない。したがって、一人の参加者のターンの間に、別の参加者のあいづち的な発話が数回打たれても、そのターンは終了したことにならない」と指摘している。本研究でいわゆるターンは、中井（2003）の定義に従う。

⑨加藤（2016）によると、推意は人間の行うコミュニケーションの中で引き出される解釈であるから、話者が意図して伝達しようとしているものと考えられる。

**【付記】**本稿は、北海道大学大学院文学研究科に提出した博士学位論文“日本語疑問文の統語語用論的研究”の第4章“疑問文発話における聞き手への要求の諸相”を基に加筆・修正を施したものである。

本研究は中国重庆市社会科学规划博士项目“日汉疑问话语的语用视点对比研究”（2018BS25）、中央高校基本科研业务费专项项目-平台成果培育专项“日语疑问话语构建的语用研究”（2018CDJSK04PT13）の助成を受けたものである。

## 【参考文献】

- 加藤重広（2015）「発話的な効力と発話内的な効力-日本語の疑問形式を出発点に-」『日本語語用論フォーラム1』加藤重広（編）ひつじ書房 pp.27-56  
加藤重広（2016）『語用論研究法ガイドブック』加藤重広・滝浦真人（編）ひつじ書房 pp.1-47

- 国立国語研究所（1960）『話しことばの文型（1）-対話資料による研究』秀英出版
- 泉子・k・マイナード（2001）「日本語文法と感情の接点-テレビドラマに会話分析を応用して-」  
『日本語文法』1巻1号 日本語文法学会 pp.90-110
- 中井陽子（2003）「言語・非言語行動によるターンの受け継ぎの表示」『早稲田大学日本語教育研究』3 早稲田大学大学院日本語教育研究科 pp. 23-39
- 仁田義雄（1991）『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 益岡隆志（2007）『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- 三宅知宏（1996）「日本語の確認要求的表現の諸相」『日本語教育』89 日本語教育学会  
pp. 111-122
- 森山卓郎（1989）「文の意味とイントネーション」『講座日本語と日本語教育 1 日本語学要説』宮地裕（編）明治書院 pp.172-196
- Brown, P. & Levinson, S. 1987. Politeness : some universals in language usage, Cambridge: Cambridge University Press
- Searle, John R. 1969. Speech Acts --An essay in the philosophy of language---, Cambridge: Cambridge University Press. (坂本百大・土屋俊訳（1986）『言語行為-言語哲学への試論』勁草書房)

### 【用例出典】

#### テレビドラマ

- 『ミス・パイロット』（2013年10月フジテレビ）  
『僕のヤバイ妻』（2016年4月フジテレビ）  
『失恋ショコラティエ』（2014年1月フジテレビ）  
『ゴーストライター』（2015年1月フジテレビ）  
『隠れ菊』（2016年9月NHK）

#### 映画

- 『Love Letter』（1995年）